

## 令和8年度若年性認知症支援コーディネーター設置事業委託業務仕様書

### 1 事業の目的

若年性認知症は65歳未満に発症するため、就労継続支援や社会参加支援、居場所づくり、経済的な支援制度の活用など一人ひとりの、その状態や変化に応じた適切な支援が必要である。

そのため、若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整する若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の特性に配慮し関係機関との連携を通じた総合的な支援を推進することを目的とする。

### 2 業務の内容

受注者は、次の要件を満たす若年性認知症支援コーディネーターを2名以上設置し、下記アからオに掲げる業務を行う。

#### 【要件】

- (1) 資格 保健福祉医療等の分野で、相談・支援等の実務経験がある者で、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、作業療法士、介護支援専門員等の資格を有する者
- (2) 活動範囲 大分県内
- (3) 活動日 月18日以内
- (4) その他 原則として、先進地での現地研修を実施するなどコーディネーターの活動の資質向上を図ること

#### 【業務】

##### ア 個別相談・支援

活動日のうち、週4回以上決まった曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く）に相談窓口を開設し、若年性認知症支援コーディネーター（専任）を配置して、電話、来所、訪問、メール等の方法により若年性認知症の人とその家族等からの相談に対応する。

精神的・社会的・経済的問題の解決援助、社会生活維持継続・就労問題の解決援助などについて、当事者側に寄り添う形で、当事者・家族の相談・支援を行う体制を整え、総合的な当事者支援を行う。

具体的には、社会的・経済的不安に対する個別相談、各種制度の説明・申請方法・申請窓口の紹介・他機関との調整、当事者が集う本人ミーティングの開催（月1回程度）、家族会の開催（2か月に1回程度）、本人発信支援として認知症ピア

サポート活動の支援などを行う。

なお、業務を実施するにあたり、相談者のプライバシーに配慮した相談室と電話を準備すること。

#### イ 関係機関との連携、社会参加の促進

医療、介護、福祉、就労等の各分野の支援が提供されるよう認知症又は若年性認知症に関する各種会議等に積極的に参加するなど関係機関との連携強化を図る。

また、若年性認知症の人を受け入れられるサービス事業所（介護及び障害福祉等）や居場所づくりが進むよう、個別支援の積み重ねによって資源を開拓し、若年性認知症の人の社会参加を促進すること。

#### ウ 普及啓発

若年性認知症支援コーディネーターの設置や若年性認知症に関する理解を深めるため、県が作成したリーフレット等を関係機関へ配布する等普及啓発に努める。

また、地域の支援者の要望に応じ、研修会や会議の場等で若年性認知症支援コーディネーターの活動について発信すること。

#### エ ニーズ把握や事業参画

県が実施する若年性認知症の人とその家族を対象としたニーズ調査に積極的に協力し、また、県主催の若年性認知症支援に関する会議・研修会の企画メンバーとして事業に参画すること。

#### オ その他

本事業の目的を達成するために取り組みたい事項があれば、積極的に提案を行うこと。

### 3 対象経費

委託事業に係る対象経費は、上記2に掲げる業務に必要なものとし、その内訳は、報酬、共済費、旅費、需用費（消耗品費、資料代）、役務費（電話代、郵便料）、使用料及び賃借料、等で構成するものとする。

### 4 留意事項

- (1) 受託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、大分県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けることとする。
- (2) その他詳細については、必要な都度、大分県と受託者とで協議する。